

第二十一条の二十五の三 市町村は、障害福祉サービスに関する必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行わなければならない。

市町村は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、障害福祉サービス事業を行つてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業を行う者に対し、当該障害児の利用についての要請を行うものとする。

障害福祉サービス事業を行ふ者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二十一条の二十八中「第六条の二第十二項」を「第六条の二第三項」に改める。

第三十二条第二項中「第二十一条の十から第二十一条の十五までの規定による権限」を削る。

第三十四条の三第一項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業及び児童自立生活支援事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）」に改め、同条第三項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第三十四条の六中「児童居宅生活支援事業又は児童自立生活支援事業」を「障害児相談支援事業等」に改め、「第二十一条の二十五第一項」を削る。

第四十九条中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第五十条第四号を次のように改める。

四 刪除

第五十条第五号の二中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。

第五十一条第一号の二を削る。

第五十三条中「第一号の一、第二号」を「第一号」（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）に改める。

第五十三条の二中「並びに第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）」を削る。

第五十五条中「第五十一条第三号」を「第五十二条の費用（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十二条第三号」に改める。

第五十五条の二を削る。

第五十六条第五項中「育成医療の給付又は第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改め、「指定育成医療機関又は」を削り、「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改め、同条第七項中「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改める。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の十若しくは第二十一条の十二の規定による居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費」を「介護給付費等」に改め、同条第二項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第五十七条の二を削る。

第五十七条の三第三項中「前項に規定するもののほか」を削り、同条第二項を削り、同条を第十五条の二とする。

第五十九条の五第一項中「第二十一条の四第一項（第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条の九の五第一項」に改める。

第六十二条の三を削る。

第五十七条の三「入所すること」の下に「又は障害福祉サービス（障害者自立支援法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用する」と加え、「同法第九条」を「身体障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第一項若しくは第三項に改める。

第六十三条の五中「昭和三十五年法律第二十七号」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「入所すること」の下に「又は障害福祉サービスを利用すること」を、「第九条」の下に「又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項」を加える。

目次中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に、
第二款 削除
第三款 障害福祉サービスの措置等（第二十一条の
子育て支援事業（第二十一条の二十一款）
「第二十一条の二十一款の三」を「第一款 障害福祉サービスの措置（第二十一条の八）
「第二十一条の三十五」を「第二款 子育て支援事業（第二十一条の八）」
「第二十一条の七」に、「第四節 要保護児童の保護措置等（第二十一条の八）」
「第二十一条の十七」に、「第五節 雑則（第三十四条、第三十四条の二）」
「第四節 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障
害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給（第二十
一条の九、第二十四条の十九）」
「第五節 保険料の支給（第二十一条の二十一、第二十四条の二十三）」
第六節 雜則（第二十五条、第三十三条の八）
第七款 障害児施設の保護措置等（第二十一条の二十一、第二十四条の二十三）
第八款 障害児施設医療費の支給（第二十一条の二十一、第二十四条の八）

に、「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改める

第六条の一第一項を削る

第五十一条第五号の二中「第二十一條の九の二」を「第二十一條の九の六」に改める。
第五十二条第一号の二を削る。
第五十三条中「第一号の二、第二号」を「第一号（第二十一條の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）」に改める。
第五十三条の二中「並びに第五十二条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一條の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）」を削る。

第五十五条中「第五十一条第三号」を「第五十二条第二号の費用 第二十二条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。」並びに第五十二条第三号に改める。

第五十五条の二を削る。

第五十六条第五項中「育成医療の給付又は第二十二条の九の二」を「第二十二条の九の六」に改め、「指定育成医療機関又は」を削り、「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改め、同条第七項中「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改める。

第五十六条の六第一項中「第二十二条の十若しくは第二十二条の十二」の規定による居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費を「介護給付費等」に改め、同条第二項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第五十卷

第五十七条の三第三項中「前項に規定するもののはがき」を削り 同条第二項を削り 同条を第五十九条の五第一項中「第二十一条の四第一項（第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の九の五第一項」に改める。

第六十三条の四中「人所すること」の下に「又は障害福祉サービス（障害者自立支援法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用する」と加え、「同法第九条」を「身体障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第一項若しくは第三項」に改める。

第二章第一節第一款を削る

第二十二条第二項中「障害者自立支援法」の下に「(平成十七年法律第二百一十三号)」を加える。
第二十条から第二十二条の八までを削り、第二十一条の九を第二十条とし、第二十一条の九の二を第二十一条とし、第二十一条の九の三を第二十一条の二とし、第二十一条の九の四を第二十一条の三とし、第二十一条の九の五を第二十一条の四とし、第二十一条の九の六を第二十一条の五とする。

第二章第二節第一款を削る。

「第二款 障害福祉サービスの措置等」を「第二款 障害福祉サービスの措置」に改める。
第二十一条の二十五第一項中「同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。」を削り、同条第二項を削り、第二章第二节第二款中同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の二十五の二中「障害福祉サービス事業」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業」に、「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第二十一条の七とする。

第二十一条の二十五の三を削る。

第二章第二節第三款中第二十一条の二十六を第二十一条の八とし、第二十一条の二十七を第二十一条の九とする。

第二十一条の二十八中「第六条の二第三項」を「第六条の一第一項」に改め、同条を第二十一条の十とし、第二十一条の二十九を第二十一条の十一とする。

第二十一条の三十中「第二十一条の三十二第一項」を「第二十一条の十四第一項」に改め、同条を第二十一条の十二とする。

第二十一条の三十一中「第二十一条の二十九第三項」を「第二十一条の十一第三項」に改め、同条を第二十一条の十三とする。

第二十一条の三十二第一項中「第二十一条の二十九第三項」を「第二十一条の十一第三項」に改め、同条を第二十一条の十四とし、第二十一条の三十三を第二十一条の十五とし、第二十一条の三十四を第二十一条の十六とし、第二十一条の三十五を第二十一条の十七とする。

第二章第二節第三款を同節第二款とする。

第二章第五節を同章第六節とする。

第二十五条の七第一項第二号中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第二十五条の八第四号中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改める。

第二十六条第一項第二号中「障害児相談支援事業」を「障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）」に改め、同項第五号中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改める。

第二十七条第一項第二号中「障害児相談支援事業」を「相談支援事業」に改め、同条第一項中「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）」を「指定医療機関」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第二十一条の六第一項の交付等の権限、第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に、「及び第二十三条第一項（ただし書）」を「第二十三条第一項（ただし書）」に改め、保護の権限の下に「並びに第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二十の規定による権限」を加える。

第二十三条の四第一号中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改める。

第二十三条の五中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改め、「（平成五年法律第八十号）」を削る。

第二章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給

第一款 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定人所障害児食費等給付費の支給

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する施設給付決定保護者（以下この条において「施設給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、育ちあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院（以下「入所等」という。）の申込みを行い、当該指定知的障害児施設等から障害児施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、当該指定施設支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び治療に要する費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、障害児施設給付費を支給する。

障害児施設給付費の額は、障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）の百分の九十に相当する額とする。

施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における障害児施設給付費の額は、同項の規定により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超える百分の百に相当する額とする。

第二十四条の三 障害児の保護者は、前条第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けようとするときは、障害児施設支援の種類ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県に申請しなければならない。

都道府県は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児の保護者の障害児施設給付費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、障害児施設給付費の支給の要否を決定するものとする。

前項の規定による決定を行つ場合には、児童相談所長の意見を聽かなければならない。

障害児施設給付費を支給する旨の決定（以下「施設給付決定」という。）を行う場合には、障害児施設給付費を支給する期間を定めなければならない。

前項の期間は、障害児施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

都道府県は、施設給付決定をしたときは、当該施設給付決定を受けた障害児の保護者（以下「施設給付決定保護者」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第四項の規定により定められた期間（以下「給付決定期間」という。）を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定施設支援を受けようとする施設給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定知的障害児施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等から指定施設支援を受けたとき（当該施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に施設受給者証を提示したときに限る。）は、都道府県は、当該施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）について、障害児施設給付費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該施設給付決定保護者に対し障害児施設給付費の支給があつたものとみなす。

都道府県は、指定知的障害児施設等から障害児施設給付費の請求があつたときは、前条第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十一第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

都道府県は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他の営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第十四条の四 施設給付決定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該施設給付決定を取り消すことができる。

一 施設給付決定に係る障害児が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設給付決定保護者が、給付決定期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により施設給付決定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところに

より、当該取消しに係る施設給付決定保護者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

前二項に定めるもののほか、施設給付決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条の五 都道府県が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めた施設給付決定保護者が受けた割合とする。

第二十四条の六 都道府県は、施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に要した費用の合計額から当該費用につき支給された障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設給付決定保護者に対し、政令で定めることにより、高額障害児施設給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児施設給付費の支給要件、支給額その他高額障害児施設給付費の支給に關し必要な事項は、指定施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十四条の七 都道府県は、施設給付決定保護者のうち所得の状況その他の事情をしんじて厚生労働省令で定めるものに係る障害児（知的障害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く。）が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等に入所し、当該指定知的障害児施設等から指定施設支援を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、当該指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所障害児食費等給付費を支給する。

第二十四条の三第七項から第十一項までの規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の八 この款に定めるもののほか、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定知的障害児施設等

第二十四条の九 第二十四条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。第二十四条の十三、第二十四条の十四、第二十四条の十七及び第二十四条の十八において同じ。）の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二

第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は当該申請に係る知的障害児施設等の長（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十四条の十七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者の役員等が、第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 前号に規定する期間内に第二十四条の十四の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であつた者で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害児施設支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十一 申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であつた者で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者の役員等が、前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、前項の場合は、前項の指定の有効期間は、前項の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十四条の十一 指定知的障害児施設等の設置者は、障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児施設支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、その提供する障害児施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児施設支援の質の向上に努めなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に從事する従業者を有しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

第二十四条の十三 指定知的障害児施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の十四 指定知的障害児施設等は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十四条の十五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定知的障害児施設等の設置者若しくはその長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の從業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に

関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができるとする。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定知的障害児施設等に係る第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定知的障害児施設等の設置者又はその役員等が、第二十四条の九第二項第四号、第五号、

第七号又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十一第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

五 障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定施設設置者等が、第二十四条の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定施設設置者等が、第二十四条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同一の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定知的障害児施設等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定知的障害児施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定知的障害児施設等の設置者が、不正の手段により第二十四条の二第一項の指定を受けた場合のほか、指定知的障害児施設等の設置者が、障害児施設支援に關し不正又は著しく不當な行為をしたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定知的障害児施設等の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定知的障害児施設等の設置者が、障害児施設支援に關し不正又は著しく不當な行為をしたとき。

十一 指定知的障害児施設等の設置者又はその役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児施設支援に關し不正又は著しく不當な行為をした者があるとき。

十二 第二十四条の十八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

十三 第二十四条の二第一項の指定知的障害児施設等の指定を取り消したとき。

十四 第二十四条の十四の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退があつたとき。

十五 第二十四条の十八の規定により指定知的障害児施設等の指定を取り消したとき。

十六 第二十四条の十九 都道府県は、指定知的障害児施設等に關し必要な情報の提供を行ふとともに、その利用に關し相談に応じ、及び助言を行わなければならぬ。

十七 都道府県は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定知的障害児施設等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定知的障害児施設等の設置者に対し、当該障害児の利用についての要請を行うものとする。

十八 指定知的障害児施設等の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三款 障害児施設医療費の支給

第二十四条の二十 都道府県は、施設給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。）から障害児施設支援のうち治療に係るもの（以下「障害児施設医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該障害児に係る施設給付決定保険者に対し、当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費を支給する。

十九 障害児施設医療費の額は、次に掲げる額の合算額とする。

二十 当該障害児施設医療（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）を除く。（以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該施設給付決定保険者が同一の月における障害児施設医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該施設給付決定保険者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより

二 当該障害児施設医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する標準負担額、施設給付決定保険者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

三 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところによる。

施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、都道府県は、当該障害児に係る施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費として当該施設給付決定保護者に支払すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

第五十五条中「第五十一条第二号の費用（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十二条第三号及び第四号の二」を「第五十二条第一号、第二号及び第四号」に改める。
第五十六条第一項中「扶養義務者」の下に「民法に定める扶養義務者をいう。（以下同じ。）」を加え、同条第二項中「及び第六号の三から第七号の二まで」を「第六号の三、第七号及び第七号の二」に、「第五十二条第一号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第二号及び第三号」を「第五十二条第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第五十二条第四号若しくは第四号の二」を「第五十二条第三号若しくは第四号」に改め、同条第五項中「第二十二条の九の六」を「第二十二条の五」に、「第七項」を「次項」に改め、同条第七項中「前二項」を「前項」に改め、「又は業者」及び「又は市町村」を削り、同条第八項中「又は第六項」を削り、「都道府県又は市町村」を「都道府県」に改め、「又は市町村長」を削り、同条第九項中「若しくは第六項」を削り、同条第十項及び第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項を削る。

第五十六条の二第一項第一号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給」を加える。
第五十六条の六第一項中「介護給付費等」の下に「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費」を加え、「第二十一条の二十五」を「第二十二条の六」に改め、同条第二項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第五十七条の二第一項中「この法律」を「前項に規定するもののほか、この法律」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

があるときは、その者から、その障害児施設給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
都道府県は、指定知的障害児施設等が、偽りその他不正の行為により障害児施設給付費若しく

は特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の支給を受けたときは、当該指定知的障害児施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

前二項の規定による徵収金は、地方自治法第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第十九条の二 著者又は原作者が書類等の文綴に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者で、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問をなすことを認めることとする。

問わざることができる。
第二十四条の十五第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四 都道府県は、障害児施設給付費等の支給に関する必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況

に二き、官公署に付し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十九条の七第一項ただし書中「第二十一条の二十七各号」を「第二十一条の九各号」に改め
る。